

道路附属物等個別施設計画  
(道路附属物・のり面・擁壁)

(公開資料)

平成 31 年 3 月



# 目次

1. はじめに.....	1
1.1 計画策定の背景と目的.....	1
1.2 計画の位置づけと構成.....	1
2. 対象施設.....	3
2.1 対象施設.....	3
2.2 点検方法・点検頻度.....	3
3. 計画期間.....	6
4. 対策の優先順位の考え方.....	7
5. 管理施設の状態等.....	8
6. 対策内容と実施時期.....	9
7. 対策費用.....	9

# 1. はじめに

## 1.1 計画策定の背景と目的

茂原市では、高度経済成長期からの急激な社会の変化や人口増加、さらには本納町との合併などに伴い、小・中学校をはじめ、多くの公共施設を整備してきました。これらの施設の多くは、建築してから30年以上経過しており、更新時期（大規模改修や建替えが必要とされている時期）が集中する時期を迎えつつあります。また、この間の様々な交通手段の発達や高度情報化、さらには少子高齢化の進行などにより、市民ニーズは多様に変化し、児童生徒数も大幅に減少するなど、施設建設当初とは状況が大きく様変わりしています。

一方、本市の財政状況は、税収等の大幅な好転が見込めない中で、高齢化の進行や生活保護受給者の増加などに対応する福祉関連経費が増加傾向にあり、今後、公共施設の維持更新費用を今まで以上に捻出することは、非常に困難な状況にあります。このような状況を踏まえ茂原市総合計画後期基本計画において取組んでいたところ、国から地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう地方公共団体に要請があり公共施設等総合管理計画策定に関する指針が示されました。

公共施設マネジメントは、本市だけではなく全国の地方自治体でも最優先課題として位置付けられ、本市においても継続的な取組みが求められています。

さらに、各インフラの管理者は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することが求められています。

## 1.2 計画の位置づけと構成

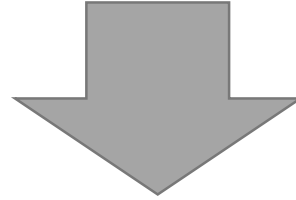
本計画は、平成25年11月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定し、本市の最上位計画である「茂原市総合計画」及び関連する諸計画と整合を図りつつ、公共施設等の取組に関して組織横断的な方針を示すものです。

茂原市道路付属物等修繕計画は、平成26年度に作成した「公共施設白書」、平成27年度の「公共施設等の管理に関する基本方針」、平成28年度の「施設類型別の管理に関する基本方針」「茂原市公共施設等総合管理計画」によって構成されます。

【国】（基本計画）

インフラ長寿命化基本計画

茂原市総合計画



【地方公共団体】（基本計画）

## 茂原市基本計画

- ・ 公共施設白書
- ・ 公共施設等の管理に関する基本方針
- ・ 施設類型別の管理に関する基本方針
- ・ 茂原市公共施設等総合管理計画

（個別施設計画）

学校

道路

橋梁

...

図 1.1 計画の位置づけと構成

## 2. 対象施設

### 2.1 対象施設

本計画の対象とする施設は、茂原市が管理する表 2.1 のとおりとする。

表 2.1 対象施設一覧表

(道路標識 片持式)	45 基	
(道路標識 門型)	1 基	
(道路照明施設 ポール式)	92 基	
(道路照明施設 添架式)	36 基	計 174 基
(道路のり面工・土工構造物)	100 箇所	100 箇所

※個別施設計画は、特定道路土工構造物・一般土工構造物で分けず、点検した 100 箇所を対象とする。

### 2.2 点検方法・点検頻度

道路附属物及び道路土工構造物の点検方法と頻度は、表 2.2 のとおりとする。

表 2.2 対象施設一覧表

区分	点検方法	点検頻度	点検要領
道路標識（片持式） ・道路照明施設	詳細点検	10年に1度	小規模附属物点検要領 （平成29年3月国土交通省 道路局）
	中間点検	5年に1度	
門型標識	定期点検	5年に1度	門型標識等定期点検要領 （平成26年6月 国土交通省 道路局）
道路のり面工・土工構造物	通常点検	巡視等により変状が認められた場合に実施。	道路土工構造物点検要領 （平成29年8月国土交通省 道路局）

※道路のり面・土工構造物について、巡視等により変状が認められた場合に目視等による点検を行うこととする。

また、対策が必要と判断された施設の補修設計検討費を計上すること。

対象となる施設の概略図を以下にしめす。

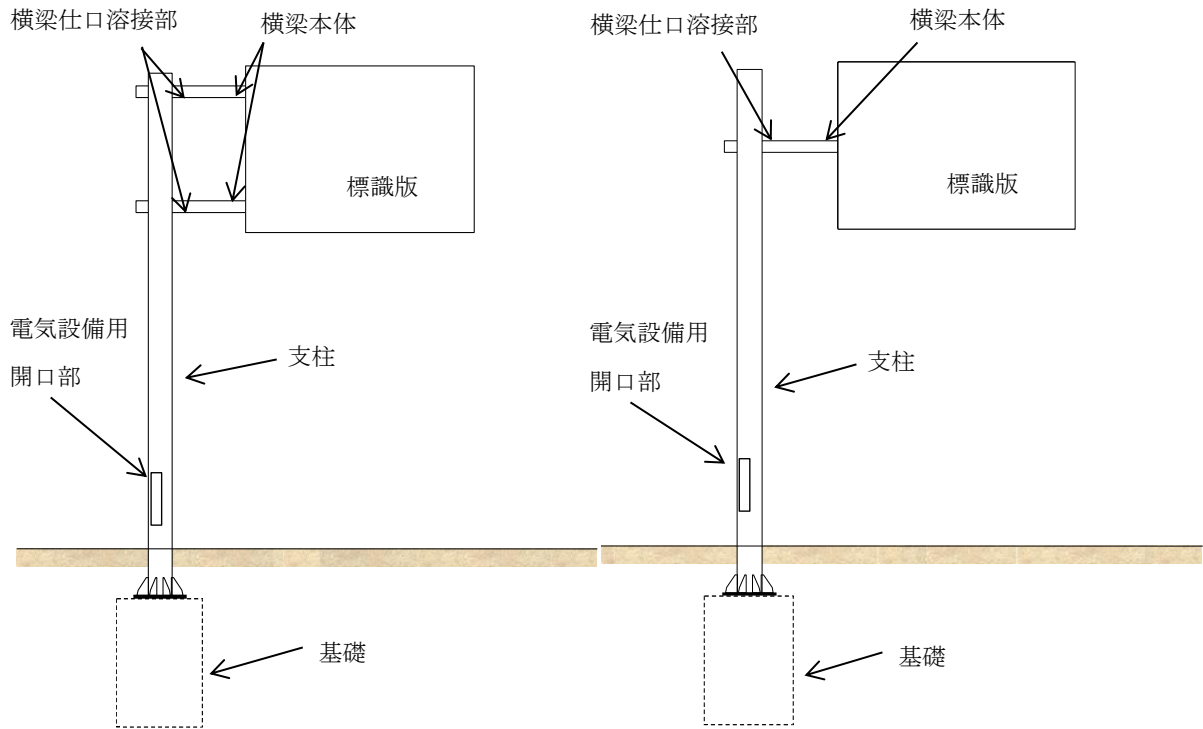


図 2.1 道路標識 (片持式)

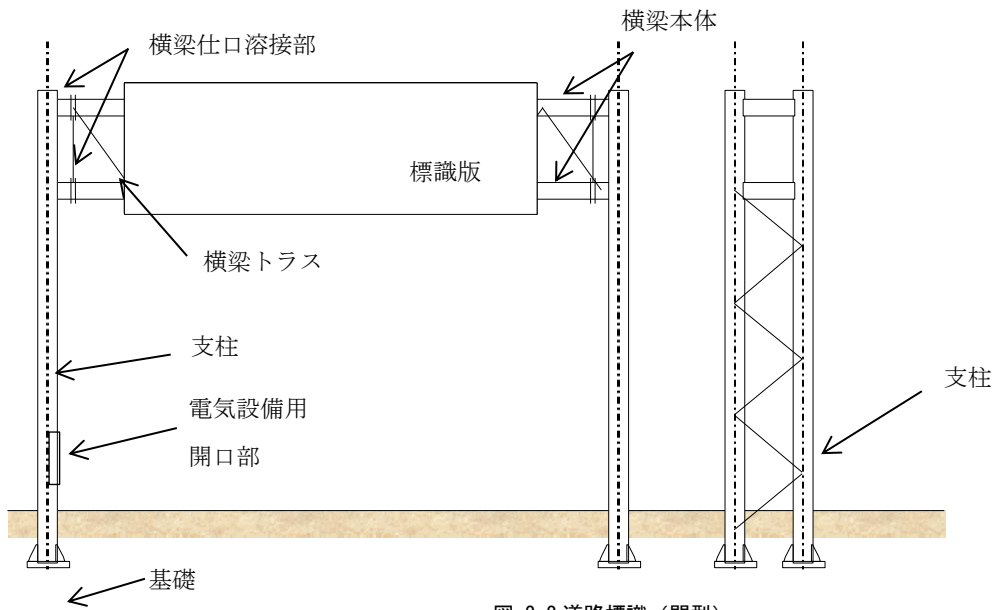


図 2.2 道路標識 (門型)

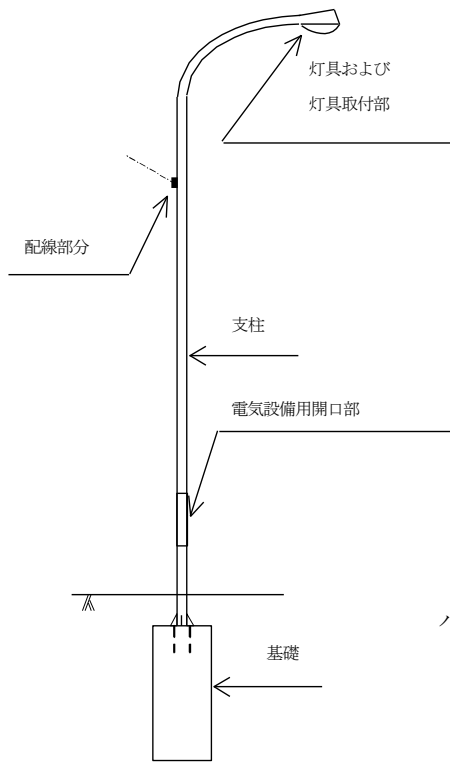


図 2.3 道路照明施設 (ポール式)

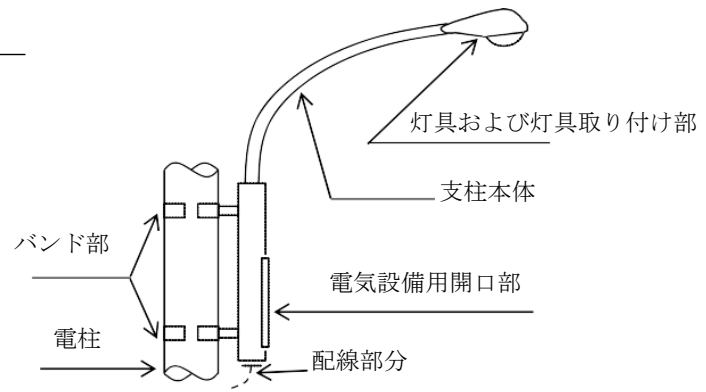


図 2.4 道路照明施設 (添架式)

### 3. 計画期間

公共施設マネジメントの推進にあたっては、中長期的な視点が不可欠です。しかし、人口構成の変化とともに財政支出の構造が大きく変化することが予想されます。

本計画の計画期間は上位計画である茂原市総合計画の期間と整合を図り12年間「西暦2019年度から西暦2030年度まで」とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。また、5年ごとに「アクションプラン」を策定し、取組んでいきます。

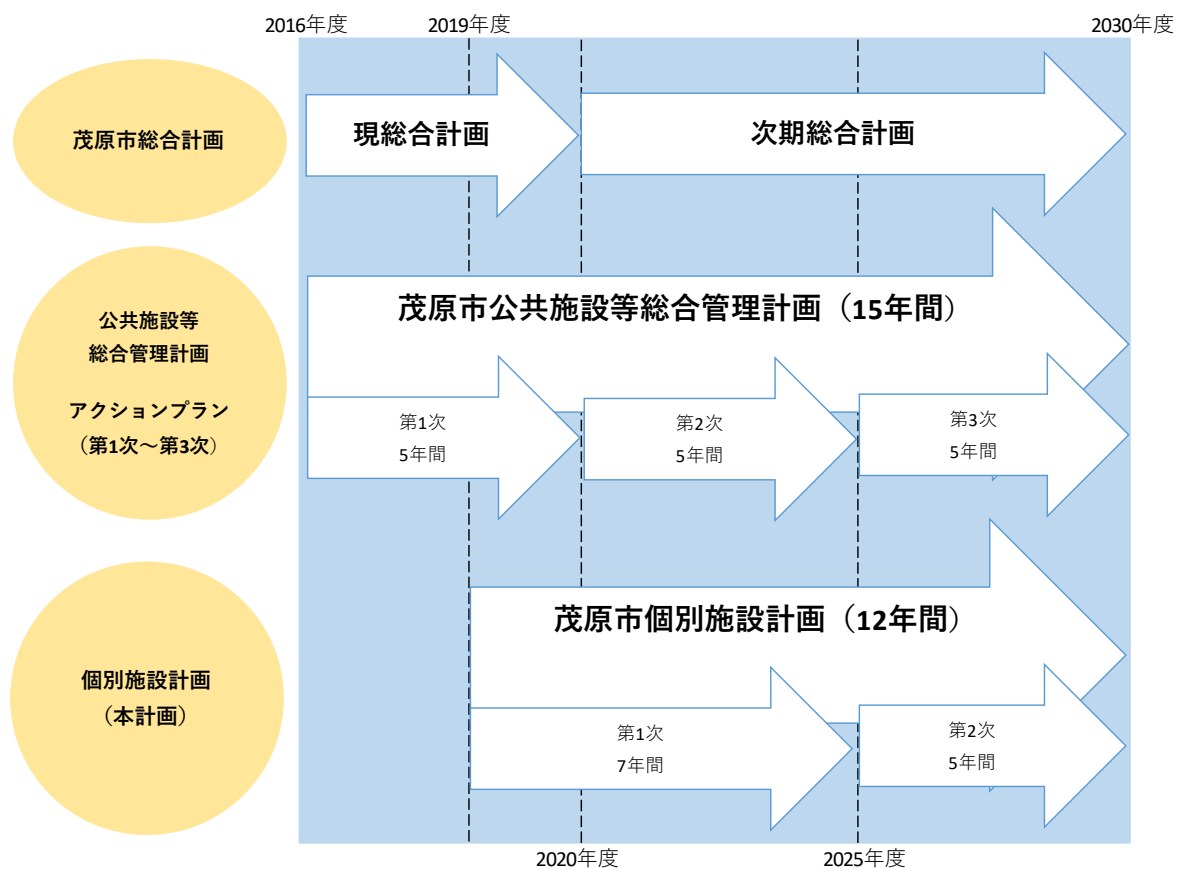


図 3.1 計画期間



## 4. 対策の優先順位の考え方

茂原市では、平成28年度に道路附属物（標識・照明・のり面・擁壁等）の点検を行いました。その結果、一部の施設において著しい損傷が確認されたものがあります。

点検の結果、損傷が確認された施設について、優先的に対策を行っていきます。

また、道路照明につきましては、自然環境に配慮したLED化への更新を検討し順次実施していきます。照明灯のLED化では、電気料金の削減や、CO<sub>2</sub>排出量の削減や、電球の長寿命化が期待できます。



(LED化参考資料)

## 5. 管理施設の状態等

平成28年度に実施した点検の結果、損傷が確認された施設は、以下のようになりました

道路施設名称	点検施設数	損傷が確認された施設数
道路標識施設	46基	2基
道路照明施設	128基	7基
道路構造物（のり面・擁壁）	100箇所	7か所

代表的な損傷事例を示します。



標識の劣化



標識板のき裂



支柱内部の腐食



支柱基部の腐食



木の根露出



風化

## 6. 対策内容と実施時期

道路標識および道路照明施設は、基本的に取替を行うこととしました。茂原市が管理するこれらの施設は、建設後長い期間が過ぎており、耐用年数を考慮すると補修を行って延命化を図るよりも、交換したほうが、経済的であり長く利用できるという結果になりました。

のり面・擁壁は、必要な箇所から順次対策に必要な設計を行い、工事を実施していきます。

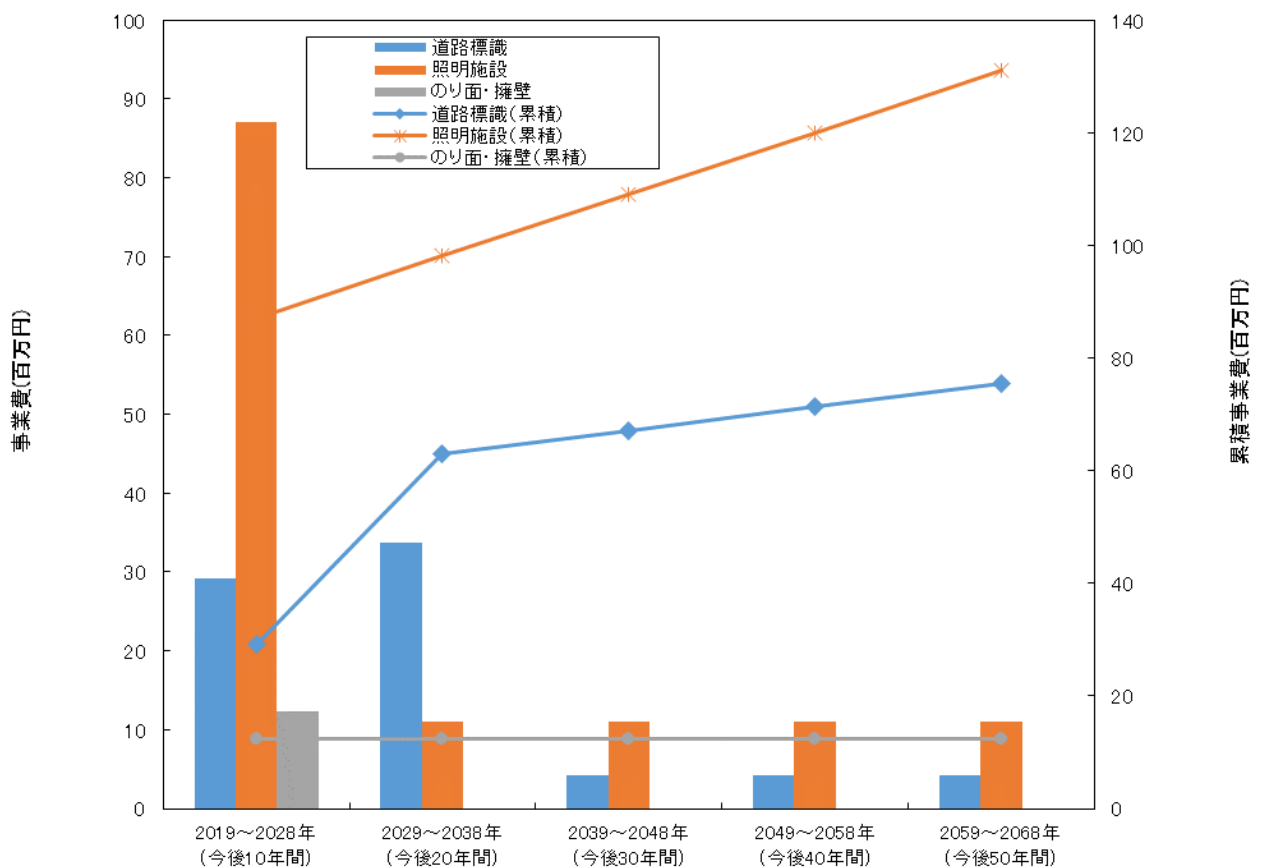
対策時期は、アクションプランの更新年度 2030 年度までに対策が必要な施設について対応を行う予定になっています。

## 7. 対策費用

茂原市では、本計画に関する対策事業費として、年間1千万円から2千万円が必要と試算いたしました。

上位計画である、「公共施設等総合管理計画」にあわせ、茂原市が管理するすべての公共施設と調整を図りながら、事業を進めていく予定です。

長期計画として、今後50年間に必要と試算しました事業費は、2億2千万円になりました。



道路附属物等個別施設計画（道路附属物・のり面・擁壁）

平成31年3月

茂原市 都市建設部 土木管理課 維持補修係

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

Tel 0475-20-1537 Fax 0475-20-1605

Mail:iji@city.mobara.chiba.jp